平成２４年（フ）第２３１９号
愛知県瀬戸市川西町１丁目102番地の１
債務者　加藤　信江
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２３号
名古屋市中区新栄２丁目12番17号　桜マンション502号、従前の住所名古屋市中区千代田２丁目21番20号　野口マンション千代田603号
債務者　松元優理亜こと　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯ　ＮＥＬＩＡ　ＣＡＴＡＢＡＹ
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６６号
名古屋市守山区鳥羽見１丁目21番９号
債務者　松本　淑子
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５２号
長崎県長崎市戸石町1301番地９　フェリーチェＪ203
債務者　那須　友則
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
沖縄県浦添市字前田668番地
債務者　親富祖　保
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５３号
北海道小樽市新富町９番23号、前住所群馬県前橋市大利根町１丁目31番地９　中林ハイツ201号
債務者　水嶋　泰幸
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１７３号
北海道小樽市蘭島１丁目25番37号、前住所北海道小樽市蘭島１丁目９番28号
債務者　中野　明子
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１８４号
北海道小樽市銭函２丁目43番12号
債務者　山本　一雄
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８８６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南１丁目34番地の５
債務者　千葉　美香
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
秋田市牛島西２丁目10番３－９号
債務者　池田エリザベスこと　イケダ・エリザベス・ドムドム
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９５号
秋田県南秋田郡五城目町字七倉55番地５　コーポ細越２－２
債務者　伊藤　誠得
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０９号
秋田市添川字地ノ内97番地31
債務者　山本美香こと　慶　　美香
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４号
秋田県大仙市小貫高畑字中荒所60番地５　笑の口市営住宅２－210
債務者　俵谷　敏雄
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第３号
福島市松山町16番地の１　いわい荘５
債務者　佐藤　光男
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第９１号
茨城県鹿嶋市大字大船津2543番地１
債務者　高橋　宏美
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第９２号
茨城県鹿嶋市大字下津273番地230
債務者　小林　　極
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第９３号
茨城県鹿嶋市大字下津273番地230
債務者　小林　美里（旧姓牟田）
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部